

社会福祉法人ルボア 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ルボア（以下「当法人」という）定款第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員等報酬）

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

ただし、理事長については、別に定める理事長報酬規程に基づき支給する。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費等の費用弁償については、社会福祉法人ルボア旅費規程第7条第2項の定めにより支給することができる。

（1）理事会及び評議員会に出席した場合

（2）監事が、監査を実施した場合

（改廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附則 （平成31年3月27日 評議員会議決）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。